

千葉県家庭教育アドバイザーの委嘱・派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 子育てに関する悩みや不安をもつ親、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の運営支援に、専門的な立場から相談に応じるため、家庭教育アドバイザーを委嘱し、派遣等により子育て支援体制を整備する。

(委嘱)

第2条 家庭教育アドバイザーは、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 家庭教育アドバイザーの任期は、4月1日（または委嘱の日）から翌年の3月31日までとし、再任は妨げない。

(職務)

第4条 家庭教育アドバイザーの職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育てサポーターへの助言
- (2) 子育てに関する悩みや不安をもつ親に対するカウンセリング
- (3) 公民館における家庭教育学級や子育てサークル等の運営支援・講師
- (4) その他、子育て支援に関して必要なこと

(派遣)

第5条 家庭教育アドバイザーへの派遣指導等の依頼は、各区の中核となる公民館館長より行う。

(庶務)

第6条 家庭教育アドバイザー派遣の庶務は、生涯学習振興課が担当する。

附 則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年12月 1日から施行する。